

〇〇加盟店規約

本加盟店規約は、株式会社オーシー（以下「当社」という。）が信用販売を取扱うために運営する個別信用購入あっせん（以下「ショッピングクレジット」という。）に加盟する、第2条に定める加盟店について定めるもので、〇〇加盟店規約といたします。

第1条（適用範囲等）

本規約は、加盟店が、日本国内において、加盟店の顧客に対し個別信用購入あっせんによる信用販売を行う場合の当社と加盟店との契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものです。

第2条（定義）

- 「加盟店」とは、本規約の内容を承認の上、当社が運営するショッピングクレジットの取扱店となることを当社に申し込み、当社が承認した法人または個人をいいます。
- 「信用販売」とは、本規約および当社所定の手続に基づき、加盟店が顧客に対して商品、権利の販売またはサービス、役務の提供（以下、商品、権利、サービスおよび役務を総称して「商品等」という。）を行う場合に、加盟店が顧客から当該商品等代金を直接受領することなく、顧客に対して商品等を販売、提供することをいいます。
- 「ショッピングクレジット」とは、当社が信用調査を経て承認した顧客に対して信用販売を行うものをいいます。

第3条（加盟店）

- 加盟店は、あらかじめ所定の方法で、信用販売を行う店舗、施設（以下「取扱店舗」という。）を当社に届出、当社の承認を得るものとします。
- 加盟店は、取扱店舗内外の公衆の見やすいところに当社の定める加盟店標識を掲げるものとします。

第4条（取扱い商品等の届出の義務）

- 加盟店は、当社に対して、加盟店がショッピングクレジットの取扱いを希望する商品、権利および役務（以下「商品等」という。）の内容を本契約締結の際に書面により届出の上、ショッピングクレジット取扱いの承認を得るものとし、承認のない商品等をショッピングクレジットの対象とはしないものとします。加盟店が取扱う商品等を追加または変更する場合も同様とします。
- ショッピングクレジットの取扱対象となる商品等の販売または提供（以下「対象取引」という。）にあたり、これに付帯して加盟店が顧客に約束する役務提供（有償・無償を問わない）その他の条件（以下「付帯役務」という。）がある場合には、加盟店は、その内容を書面により当社に届出するものとします。また、対象取引が役務提供取引である場合には、解約規定の有無とその内容を、書面により当社に届け出ます。
- 加盟店は、第1項記載の商品等の当社に対する届出にあたっては、その販売方法・勧誘方法等・納品方法・役務提供方法を書面により明示し、当社がその内容につき説明その他調査、報告への協力を求めたときは、これに応じるものとします。特に、加盟店の勧誘方法や販売方法が特定商取引法その他の法令により規制を受ける場合や、法令による登録、許可、免許が必要な場合には、書面によりその旨の届出するものとします。また、加盟店は、割賦販売法および特定商取引法の定めにより、加盟店が使用する勧誘マニュアルやパンフレット、広告物、契約書面、苦情処理体制を含むコンプライアンス体制等について資料等の提出を当社から求められた場合には、速やかにその資料等を当社に提出するものとします。
- 加盟店は、加盟店の販売方法や勧誘方法等が特定商取引法の適用を受ける場合（通信販売を除く。）には、次の事項を当社所定の誓約書に記載し、当社に提出するものとします。また、加盟店の役員に変更があった場合にも、その都度所定の誓約書を当社に提出するものとします。なお、役員 の 範囲は、取締役、執行役、執行役員および監査役とします。
 - （1）加盟店の過去5年間における特定商取引法に基づく行政処分履歴（加盟店が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む。）
 - （2）過去5年において特定商取引法に基づく行政処分を受けた加盟店の役員の有無（加盟店の役員が他の法人の役員であって当該法人が行政処分を受けた場合を含む。）

第5条（取扱地域）

本契約による信用販売は、大分県内および、県境とする。当社が認めた場合は、その他の地域の取扱いができるものとします。

第6条（信用販売の方法）

- 加盟店は、顧客よりショッピングクレジットの申込みを受けた場合は、当社所定のショッピングクレジット申込書に示された「個人情報の取扱いに関する同意条項」および割賦販売法で定める取引条件を申込者に明示のうえ、ショッピングクレジット申込書（お客様控）に所定の事項（特定商取引法が適用される取引の場合は、同法に定める必要記載事項を含む）を漏れなく記入し、顧客に自署させ、また原則としてショッピングクレジット契約書の印欄に押印（場合により拇印またはサインも可）をさせるとともに、法令に基づく書面として「ショッピングクレジット契約について」、その他の交付を必要とする書面があるときはそれを添えて、ショッピングクレジット申込書（お客様控）を顧客に交付するものとします。ショッピングクレジット申込書（加盟店様控）は加盟店が保有します。なお、加盟店は、付帯役務がある場合は、その内容をショッピングクレジット申込書（お客様控）の付帯役務欄に正確に記入します。記入できないときは、別紙記載として、別紙をショッピングクレジット申込書（お客様控）に添付します。
- 前項で所定の事項を記載したショッピングクレジット契約書を、原則として、FAXにて当社へ申込みするものとします。ただし、当社が認めた場合は、加盟店は、当社が認める方法により申込みできるものとします。
- 第1項において、顧客に連帯保証人を付与する場合は、当社所定のショッピングクレジット申込書に示された「個人情報の取扱いに関する同意条項（連帯保証人予定者様用）」を連帯保証人予定者に明示のうえ、ショッピングクレジット申込書（お客様控）に自署させ、ショッピングクレジット契約書に捺印させ、同意条項が示された書面を連帯保証人予定者へ交付します。
- 加盟店は、顧客から申込みを受けるに際して、顧客に対し対象取引に係る契約やショッピングクレジットに係る契約（以下「ショッピングクレジット契約」という。）の締結に必要な情報およびクーリングオフが、適用される取引においては、クーリングオフができる旨を分かりやすく説明しなければならないものとします。

第7条（信用調査および勧誘行為の調査）

- 当社は、前条によりショッピングクレジットの申込みを受けた場合は、申込者について速やかに信用調査を行い、承認する者を契約「可」、承認しない者を契約「不可」に区分して、その結果を加盟店に通知するものとします。この場合、当社は申込書等に記載されている「勧誘方法等確認のお願い」の各項目について、電話確認時に顧客に確認するなどして、加盟店の勧誘行為について調査するものとします。
- 加盟店は、前項の手続を経て当社が契約「可」を通知した顧客については、直ちに契約成立の旨を当該顧客に通知し、対象取引に係る契約に基づき当該顧客に係る商品等の引渡しまたは提供を行うものとします。また、前項の手続を経て当社が契約「不可」を通知した申込者については、当該申込者に係るショッピングクレジット申込書（加盟店様控を除く。）を加盟店の責任において当該申込者に返還するものとします。
- 契約「可」の有効期限は、当社が加盟店に通知した日から原則30日間とします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 顧客が加盟店の勧誘状況に関して苦情を主張した時は、当社は申込みを承諾しないものとします。

第8条（信用販売の範囲と種類）

- ショッピングクレジットの取扱対象金額は、申込み1件につき1万円以上とします。なお、1回当たりの顧客の支払額は、原則3,000円以上とします。
- 顧客の当社に対する支払回数および顧客手数料率は、別途定めるものとします。
- ボーナス併用による分割払は、ボーナス加算額が毎回同額であり、かつ、ボーナス加算総額が信用販売代金（以下単に「販売代金」という。）の50%以内であるもの限り、その加算支払月は夏（6,7,8月）・冬（12,1月）各1回、年2回を限度とし、取扱うことができるものとします。
- 分割払金に100円未満の端数が生じる場合は、端数金額は、第1回目の分割払金に加算するものとします。
- 当社は、金融情勢等の変動により顧客手数料率を変更できるものとし、この場合、加盟店に対し通知するものとします。

第9条（商品の引渡し・提供）

- 加盟店は、信用販売を行った場合、顧客に対し、直ちに商品等を引渡しまたは提供するものとします。なお、信用販売を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には、加盟店は、顧客に対して書面をもって引渡時期または提供時期を通知するものとします。
- 加盟店は、信用販売に係る商品等を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、顧客に対して書面をもって引渡時期、引渡期間または提供時期、提供期間を通知するものとします。また、この場合において、加盟店の事由により商品等の全部または一部の引渡しまたは提供することが不能または困難となったときは、加盟店は直ちにその旨を顧客および当社に連絡するものとします。

第10条（禁止事項）

加盟店は、次の各号に規定する行為またはこれに類する行為を一切してはならないものとします。

- (1) ショッピングクレジット契約書または当社が提出を求めた関係書類を偽造または変造すること。
- (2) ショッピングクレジット契約に基づく顧客の支払について、当社の承諾がないにもかかわらず受領すること。
- (3) 対象原因関係取引が存在しないにもかかわらず、これを仮装し、当社より立替金の支払を受け、または当社に立替金の支払を請求すること。
- (4) 当社の信用調査に必要な顧客または連帯保証人の住所、氏名または名称、商号、収入・資産関係等のショッピングクレジット申込書記載の各事項について、虚偽または虚偽の疑いがあることを知りながら顧客の申込みを当社に通知すること。
- (5) ショッピングクレジット契約が名義借りもしくは名義冒用であることまたはそれらの疑いがあることを知りながら、当社より立替金の支払を受け、または立替金の支払を請求すること。
- (6) 加盟店の売掛金等の決済、回収のためであることを隠して、当社より立替金の支払を受け、または当社に立替金の支払を請求すること。
- (7) 顧客に取引を勧誘する際に、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法その他法令に違反する不適切な広告または勧誘行為をすること、または販売行為、契約締結行為においてこれら法令に違反する行為をすること。
- (8) 加盟店の名義を第三者に貸与し、または第三者が使用することを容認し、あたかも加盟店と顧客との間で対象取引に係る契約が成立したかのように仮装して顧客の申込みを当社に通知すること。
- (9) ショッピングクレジット契約書への顧客および連帯保証人の署名捺印について、本人に自署・捺印させず、その代理人（代理人と称する者を含む。）、加盟店、加盟店の関係者、その他の者に代筆させること。ただし、顧客および連帯保証人が障害者である場合であって、本人を補佐する者が代筆対応等を行うことを当社が認めた場合は除く。
- (10) 対象取引に係る契約やショッピングクレジット契約に関し、顧客とショッピングクレジット契約書の記載内容にない合意またはこれと異なる合意をすること。
- (11) 同一の対象原因関係取引について、顧客に当社とのショッピングクレジット契約以外に他の信販会社等のローンまたはクレジット契約を併用させること。
- (12) 対象原因関係取引が転売目的であること、またはその疑いがあることを知りながら、当社より立替金の支払を受け、または当社に立替金の支払を請求すること。
- (13) 当社の承諾なく顧客の代理人（代理人と称する者を含む。）に当該商品を引渡すこと、または顧客の申込書上の住所地もしくは勤務先以外の場所へ当該商品を発送すること。

- と。ただし、当社が認めた場合は除く。
- (14) (13)の他、ショッピングクレジットを利用して顧客に商品等を販売または提供する際、正当な理由なく顧客以外の者（顧客の代理人、顧客の代理人と称する者を含む。）と取引すること。
- (15) 当社に届出していない商品等について本契約に基づくショッピングクレジット契約を利用すること。
- (16) 当社に届出していない販売類型により本契約に基づくショッピングクレジット契約を利用すること。
- (17) 業務提供誘引販売または連鎖販売とみなされる取引をすること。
- (18) 顧客に対して通常必要とされる分量を著しく超える商品等を販売等すること。
- (19) 対象取引またはショッピングクレジット契約の内容につき不実告知または故意の不告知等をする事。
- (20) 上記各号に準ずる事由があること。(21) その他本契約に違反する行為をすること。

第 11 条（円滑な信用販売）

1. 加盟店は、本規約に基づく信用販売に関し、顧客に対して掲示する広告その他の書面等ならびに信用販売の方法について、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、個人情報保護法、犯罪による収益移転防止に関する法律その他、本規約や法令等を遵守するものとします。
2. 当社は、加盟店が行う信用販売について顧客等から苦情があった場合、その他当社が必要と認めた場合には、その信用販売が当社に届出たところから従って行われているかどうか、および信用販売等が法令等に適合しているか否か適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。
3. 加盟店は、以下に定める内容の信用販売を行わないものとします。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 法律上禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商取引に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第 4 条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5) 当社が利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 顧客が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - (7) その他当社が不適当と判断する取引
4. 当社は、加盟店が行う信用販売について加盟店の取扱商品等または信用販売方法等が本規約に基づく信用販売として不適当と判断したとき、または、顧客等からの苦情対応の為に必要と判断したときは、加盟店に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、加盟店は、当社から請求があった場合、直ちに変更・改善等の措置をとるとともにその結果を当社に通知するものとします。
5. 前項の場合、当社は、加盟店による変更・改善等の措置がとられるまでの間は、信用販売を禁止等またはこれとともに信用販売に係る販売代金の立替払いを留保することができるものとし、なお、留保金には利息を付さないものとします。

第 12 条（不利益な取扱いの禁止）

加盟店は、顧客に現金客と異なる代金等を請求する、または、取扱商品等および商品等代金につき制限を設けるなど、顧客に不利益となる差別的な取扱いをすることはできないものとします。

第 13 条（関係書類）

加盟店は、ショッピングクレジットの取扱対象となる商品等の種類等により、次の関係書類を当社に提出するものとします。

- (1) 工事に関するショッピングクレジットは申込書と共に工事見積書を、工事完了後は顧客の工事完了確認書
- (2) ショッピングクレジットで、商品引渡しに日数を要する商品（呉服等）を取扱う場合の顧客の納品確認書
- (3) オートクレジットの場合は、車の登録は顧客もしくは当社名義のものとし、所有権確認書および車検証（写）。また、加盟店名義とする場合は、当社の承認を得るものとします。

第 14 条（立替払いの請求）

加盟店は、当社が信用販売を承認した契約書、その他当社が指示した関係書類を、当社規定の締切日までに提出し、顧客に対する立替金を請求します。ただし、ショッピングクレジット契約書に記載すべき所定の事項や当社が指示した関係書類について不備がある場合、信用販売を行った日より正当な理由なく 2 か月以上経過した契約書に基づく販売代金は、加盟店は、当社に対し立替金を請求できないものとします。

第 15 条（立替払い）

1. 当社の加盟店に対する商品等代金の立替払いは、当社が加盟店より提出を受けたショッピングクレジット契約書の当社到着日を基準とし、所定の立替金支払日（当日が金融機関休業日の場合は前営業日）にショッピングクレジット契約書に記載された信用販売額から第 16 条、第 17 条に定める所定の手数料を差引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込手続を行うことにより支払うものとします。
2. 加盟店は、当社との間で第 1 項に定める支払方法を取決めるものとし、当社の承認なくして、この支払方法を変更することはできないものとします。
3. 当社は、第 1 項の支払いを第三者に委託できるものとします。

第 16 条（加盟店手数料）

加盟店が当社に支払う加盟店手数料は、立替金に別途定める加盟店手数料率を乗じた額とし、1 円未満の端数は切捨てとします。尚、信用販売成立以降、顧客より当社へ一括入金が行われた場合においても手数料は返金しないものとします。

第 17 条（振込手数料）

加盟店は当社に対して当社所定の振込手数料を支払うものとします。

第 18 条（商品の所有権移転）

1. 加盟店が顧客に信用販売を行った商品の所有権は、第 15 条に基づき当社から加盟店あてに支払いが行われた時に加盟店から当社に移転するものとします。ただし、当社から支払われた後に、第 19 条、第 24 条等に基づき支払いが取消された場合、当該商品の所有権は加盟店が支払金を当社に返還したときに加盟店に復帰するものとします。
2. 加盟店が顧客以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対して支払いを行った場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項のただし書きの規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社が必要と認めたときは、当社は加盟店に通知して、もしくは通知することなく、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

第 19 条（キャンセル処理）

1. 加盟店は、顧客よりショッピングクレジット契約の取消または解約の申出を受けた場合、あるいは顧客との間の対象取引を合意解約する場合は、所定の手続により事前に当社に報告の上、当社の承諾を得て対象取引に係る契約の取消または解約手続を行うものとします。
2. 当社は、加盟店による取引が訪問販売による場合で、顧客から次の事由によりショッピングクレジット契約の申込みの撤回または契約の解除（過量販売による解除）の申出を受けたときは、加盟店にその旨を通知するものとします。
 - (1) 加盟店の 1 回の販売行為が過量（日常生活において通常必要とされる分量・回数・期間を著しく超えること）となるショッピングクレジット契約を締結する場合
 - (2) 過去に顧客が購入等した総数量等からみて、加盟店の当該販売行為が過量となるショッピングクレジット契約を締結する場合
 - (3) 既に過量の状態であるにもかかわらず、加盟店が更にショッピングクレジット契約で商品等を販売する場合
3. 前二項に基づき対象取引に係る契約の取消または解約が行われた場合、当社は、顧客との間のショッピングクレジット契約の取消または解約手続を行い、当社が加盟店に立替金支払前のときは、当社は、その立替金の支払義務を免れ、当社が加盟店に立替金支払済みのときは、加盟店は、直ちに当社に当該立替金を返還するものとします。なお、何れの場合も加盟店は所定のキャンセル手数料を当社に支払うものとします。また、当社は、当該解約分の立替金およびキャンセル手数料を加盟店に対する他の支払金より、いつでも控除することによりこれを受け取ることができるものとします。

第 20 条（クーリングオフ）

1. 加盟店は、顧客から特定商取引法に基づく有効なクーリングオフの申出を受けた場合は、直ちに当該申込みの無条件撤回または対象取引の無条件解除に應ずるものとします。この場合、加盟店は、当社にその事実を通知するとともに、顧客と当社とのショッピングクレジット契約について第 19 条に定める手続に従い、ショッピングクレジット契約の解約処理を行うものとします。
2. 当社は、顧客との間の特定商取引類型を原因関係とするショッピングクレジット契約につき、割賦販売法に基づく有効なクーリングオフの申出を受けた場合は、加盟店にその事実を通知します。この場合、当社は、対象取引も割賦販売法の規定により無条件撤回または無条件解除となることから、加盟店への立替金の支払義務を免れ、立替金支払済みのときは、第 19 条の定めを準用し、同法に基づきショッピングクレジット契約の解約処理を行うものとします。

第 21 条（商品等の契約不適合）

1. 加盟店は、信用販売した商品等につき、その全部または一部の引渡し・提供がないとき、信用販売した商品等の種類、品質もしくは数または移転した権利が当該契約の内容に適合せず、または故障等が生じたとき、信用販売の勧誘方法、広告方法、販売方法、商品等の引渡し・提供方法、商品等のアフターサービス上、その他の事由により顧客から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより顧客との間で紛議等が生じた場合、加盟店の責任において、対処、解決にあたるものとします。
2. 前項により、顧客が当社に対する支払請求を拒んだ場合もしくは顧客の当社に対する支払が滞った場合、当該代金の加盟店に対する支払は以下のとおりとします。
 - (1) 当該代金が支払前の場合、当社は当該代金の支払を留保するものとします。
 - (2) 当該代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該代金相当額を返還するものとします。
 - (3) 当社が加盟店に通知した日から 2 ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。
3. 加盟店は、第 1 項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該顧客に対して商品等代金を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第 22 条（支払停止の抗弁）

1. 顧客が当社からのショッピングクレジットの請求に対し、支払停止の抗弁を主張したときは、当社は加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払いは第 21 条第 2 項を準用します。
3. 第 1 項の抗弁事由の解消に際しては、第 21 条第 3 項を準用します。
4. 顧客が主張する抗弁事由に解消見込がないことが明らかとなった場合、または、第 1 項の通知を受けた日から 30 日経過後も顧客との紛議が解消されていないと当社が認

めた場合は、当社の支払債務履行前のときは、当該信用販売の契約承認は効力を失い、当社の加盟店に対する支払債務は消滅し、支払債務履行後のときには、加盟店は、直ちに当社へ当該立替金を返還するものとします。

第 23 条（期限の利益の喪失・相殺）

1. 加盟店が本契約、または、当社との他の契約に基づく何れかの債務の一つでもその支払を遅滞した場合、加盟店は当社からの書面による通知によって、当社に対する一切の債務について期限の利益を失うものとします。
2. 当社は、当社が加盟店に対して有する一切の債権（本契約に基づく債務に限らない。）と、当社が加盟店に対して負担する一切の債務（本契約に基づく債務に限らない。）とを、その支払期限の如何にかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとします。この場合、当社は書面により通知するものとします。
3. 前項に基づく相殺にあつての、手数料および利息等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとします。

第 24 条（支払の留保・支払金の返還）

1. 当社は、第 15 条の規定にかかわらず、ショッピングクレジット契約書またはショッピングクレジットに係る信用販売が次の各号の何れかに該当するときは、当該信用販売に係る当社の承認の有無にかかわらず、加盟店に対し当該代金の支払いを行わないものとします。また、これらの代金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに当該代金相当額を返還するかまたは、当該金額を加盟店に対する次回以降の支払金から差引くことにより返還するものとします。
 - (1) 加盟店が提出したショッピングクレジット契約書が正当なものでないとき、またはショッピングクレジット契約書の記載内容に不実不備があるとき。
 - (2) 第 6 条等に反して信用販売を行ったとき。
 - (3) 信用販売を行った日から 2 ヶ月を超えて当社に到着したショッピングクレジット契約書であるとき。
 - (4) 原因となる信用販売に関し、第 21 条第 1 項の苦情、紛議等については加盟店もしくは、顧客から当社が通知を受けた日から、また第 22 条の抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から 2 ヶ月を経過しても解決しないとき。
 - (5) 顧客が商品等の売買契約または役務提供契約を解約したにもかかわらず、第 19 条に定める手続を行わないとき。
 - (6) 加盟店の事情により、顧客に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき。
 - (7) 加盟店が第 40 条に定める協力・報告をしないとき。
 - (8) 加盟店から提出されたショッピングクレジット契約書・売上請求に疑義があることを理由として第 40 条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から 30 日が経過してもなお当該疑義が解消しないとき。
 - (9) 当社が本規約第 35 条に基づき本契約を解除した日以降または第 34 条により加盟店または当社が本契約を解約するために申し出た指定解約日以降に信用販売されたものであるとき。
 - (10) その他、信用販売が本規約の何れかに違反して行われていることが判明したとき。
2. 当社は、第 15 条の定めにかかわらず、次の各号に掲げる何れかの事由に該当するときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、本規約に基づき、当社が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。
 - (1) 当社が、加盟店から提出されたショッピングクレジット契約書・売上請求に疑義があると判断したとき。
 - (2) 加盟店が第 35 条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 当社が、ショッピングクレジット契約書またはショッピングクレジットに係る信用販売について前項各号の何れかに該当するまたはそのおそれがあると認めたとき。
 - (4) 加盟店が、当社との本契約以外の加盟店契約について、その支払留保事由に該当したとき。
3. 前項の支払い留保後に当該留保事由が解消し、当社が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該代金を支払うものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、加盟店はこれらを当社に請求しないことについて異議を申し立てないものとします。

第 25 条（顧客との継続的取引の中途解約）

加盟店は、顧客との間で信用販売により継続的に商品等を引渡しまたは、提供する契約（以下「継続的取引契約」という。）を締結した場合において、当該顧客が法令に基づき当該継続的取引契約の中途解約を申し出た場合、または、当社の承認を得たうえで、顧客との合意により当該継続的取引契約を中途解約する場合、直ちにその旨と継続的取引契約の中途解約に伴う当該顧客と合意した内容の精算方法を当社へ通知するものとします。

第 26 条（加盟店料、加盟店標識代金など）

1. 加盟店は当社所定の加盟店料を負担する必要があることを承認するものとします。加盟店は有料の加盟店標識、サービスマーク（デジタルデータ化されたものを含む。）、その他備品などに対し、当社所定の代金を支払うものとします。
2. 加盟店は、本契約が終了した場合であっても、前項の加盟店料、その他の代金が返却されなくとも異議ないものとします。

第 27 条（商品の受領書）

加盟店は、当社が求めた場合は、信用販売に係る顧客の商品等の受領書または信用販売した商品等の明細書を当社に提出するものとします。

第 28 条（地位の譲渡）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入等をできないものとします。

第 29 条（秘密情報の管理）

1. 加盟店は、本規約に基づく信用販売を行ううえで知り得た、顧客に関する個人情報および当社の営業上その他の機密情報（以下「秘密情報」という。）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはならないものとします。また、秘密情報を信用販売を行う目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。
2. 加盟店は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧・改竄・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理するものとします。また、当社は加盟店に対して秘密情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当社が指定した基準を遵守するものとします。
3. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置をとるものとします。
4. 加盟店は、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じた場合、または、事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を当社に報告するものとします。
5. 当社は、加盟店に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
6. 加盟店は、第 4 項の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社が必要と認める場合には、当社は事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は当社が選定した会社等による調査を行うものとします。また策定した再発防止策は直ちに実施するものとし、その再発防止策の内容を遅滞なく当社に書面にて通知するものとします。当社が別途再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。
7. 加盟店の責に帰すべき事由により、第 4 項の事故が生じその結果、顧客、当社、またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。
8. 本条に定める義務は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第 30 条（業務の委託）

1. 加盟店は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託することはできないものとします。
2. 加盟店は、当社が業務委託を承諾した場合においても、本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が業務委託に関連して、当社または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社または他の第三者の損害を賠償するものとします。
3. 加盟店は、業務代行者が本規約に定める全ての義務および責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとします。なお、業務代行者において第 29 条第 4 項の事故が発生した場合、当社は加盟店を通じて業務代行者に再発防止策を指導できるものとします。また、加盟店は業務代行者が行なう委託業務に関し、責任を負うものとします。

第 31 条（変更事項の届出）

1. 加盟店は、当社に届出た商号、所在地、代表者、電話番号、取扱店舗、業種、販売形態、取扱商品等、指定金融機関口座などその他加盟店申込書の記載事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により届出、当社の承認を得るものとします。また、販売形態、取扱商品等に追加が生じた場合も同様とします。
2. 前項の届出がなかったことにより、当社からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。また、この場合において、当社からの通知、送付書類および振込金等の受領に関し加盟店と第三者との間で紛議が生じた場合、加盟店は自らの責任において解決にあたるものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
3. また、当社の責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前項と同様とします。

第 32 条（信用販売の停止）

加盟店が以下の各号の何れかに該当する場合、当社は本規約に基づく信用販売を一時的に停止することを加盟店に請求でき、加盟店は当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないこととします。

- (1) 第 29 条に記載する秘密情報に関わる事故が発生した疑いがある場合
- (2) 加盟店が第 35 条の何れかに該当する疑いがある場合
- (3) 加盟店においてショッピングクレジットの不正使用が発生した、または発生し得る疑いがある場合
- (4) その他、円滑な信用販売を行ううえで当社が必要と認めた場合

第 33 条（定めのない事項、規約等の変更）

1. 加盟店および当社は、本規約等に定めのない事項または解釈等に疑義が生じた場合には、互いに誠意を持って協議し、速やかな解決を図るものとします。
2. 当社は、当社が金融情勢および社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第 8 条の信用販売の範囲と種類、第 15 条の立替払い、第 16 条の加盟店手数料を合理的な範囲において変更できるものとします。
3. 本規約の変更について、当社から規約の変更内容を通知、告知または公表した後または、新規約を送付した後に加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は変更内容および新規約を承認したものとみなします。

第 34 条（契約の期間）

1. 本契約の有効期間は契約締結日から 1 年間とします。ただし、加盟店または当社が、期間満了 1 ヶ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは、

更に1年間自動的に更新し、以後も同様とします。

2. 前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、相手方に対し書面による3ヶ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、加盟店が1年間以上の期間にわたり、本規約に基づく信用販売を行っていない場合、当社は加盟店に対し予告をすることをもって、本契約を解約することができるものとします。

第35条（契約の解除）

加盟店が、次の各号に掲げる何れかの事由に該当するときは、当社は加盟店に対し、通知、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

(1) 加盟店申込書の記載事項または第31条第1項の届出事項を偽って記載したことが判明したとき。

(2) 他のクレジットカード会社および信販会社との取引に係る場合も含めて、信用販売制度を悪用していると当社が判断したとき。

(3) 営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。

(4) 加盟店または加盟店代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能となったとき。

(5) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくはその命令または滞納処分を受けたとき。

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがあったとき、または私的整理、合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。

(7) 加盟店またはその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき。

(8) 監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき。

(9) 加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたときと当社が認めたとき。

(10) 第24条、第26条等に反し、当社に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。

(11) 第28条に反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。

(12) 顧客からの苦情、当社が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき。

(13) 当社に届出た取扱店舗が所在地に実在しないとき、または当社に届出た電話番号にて当社からの連絡ができないとき。

(14) 加盟店から提出されたショッピングクレジット契約書、その他当社が指示した関係書類の内容および信用販売の成立に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき。

(15) 加盟店が取扱った信用販売に係る売上が、顧客の換金目的による利用の割合が高いと当社が判断したとき。または顧客の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているときと当社が判断したとき。

(16) 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、第29条の秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたときと当社が判断したとき。

(17) 加盟店が当社のクレジットカード会員であって、当社が会員資格を喪失させる手続をとったとき。

(18) 加盟店またはその代表者が、当社との他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。

(19) 当社との本規約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。

(20) 第29条に反したとき。

(21) 第41条第1項もしくは第2項の確約に違反したとき、または違反するおそれがあるとき。

(22) 当社または当社の役職員に対し、不当要求等（暴言、暴力、脅迫、セクシャルハラスメント、金品等の要求、その他これらに類する言動を指します。）を行い、当社との信頼関係を著しく損なう行為があったときと当社が認めたとき。

(23) その他加盟店が本規約に違反したとき。

第36条（契約終了後の処理）

1. 第34条または第35条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとします。

2. 当社は、第35条所定の事由が発生した場合、加盟店から既に支払請求を受けている販売代金について、支払いを取消すか、顧客から販売代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとします。

3. 加盟店は、本契約が終了後、直ちに、加盟店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、本契約終了以後に顧客より信用販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該顧客に対して本契約に基づく取引を中止した旨を告知しなければならないものとします。

第37条（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、本契約より生ずる加盟店の当社に対する一切の債務につき、加盟店と連帯して債務履行の責めを負うものとします。

2. 前項による連帯保証人の保証債務の極度額は、金5,000万円とします。

3. 連帯保証人は、加盟店の当社に対する債務の一部を代位弁済した場合においても、当社が加盟店に対する債権全額の弁済を受けるまでは、当社に対し、一部代位を主張しないものとします。

4. 当社が連帯保証人の一人に対して行なった履行の請求は、加盟店に対してもその効力が生じるものとします。

5. 連帯保証人は、加盟店から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認します。また、加盟店は、当社に対して、加盟店が連帯保証人に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

第38条（損害賠償責任）

加盟店が本規約に違反しその結果、顧客、当社またはその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

第39条（遅延損害金）

加盟店が、当社に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払日に至るまで、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第40条（調査・報告・協力）

1. 加盟店は、当社が加盟店に対して加盟店の事業内容・決算内容、顧客の利用状況、信用販売の内容・方法・ショッピングクレジット契約書・売上請求の内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提示を求めた場合は、速やかに応じるものとします。

2. 加盟店は、当社から顧客に販売等した商品等の内容・数量、クーリングオフ、勧誘行為その他売買契約等に関する内容等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提示を求めた場合は、速やかに応じるものとします。

3. 加盟店は、顧客との間で紛議が生じたときは、直ちに当社に対して紛議の内容等を通知するとともに、その交渉経過、処理内容等を遅滞なく報告するものとします。また、加盟店は、当社から顧客との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果または処理体制等について報告を求められたときは、直ちに必要事項を報告するものとします。

第41条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店および連帯保証人は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにこれらの役員および従業員等および連帯保証人（以下本条において「加盟店等」という。）が、現在、暴力団員等、テロリスト等または日本政府、外国政府もしくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずるか、密接な関係を有する者（疑いがある場合を含む。以下本条において同じ。）に該当しないこと、および次の各号の何れにも該当しないこと、ならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。

(1) 暴力団員等またはテロリスト等が、経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等またはテロリスト等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等またはテロリスト等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 加盟店等は、加盟店または加盟店の代表者その他加盟店の経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 当社は、加盟店等が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店等に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店等はこれに応じるものとします。

4. 当社は、加盟店等が第1項もしくは第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、または、本契約に基づくショッピングクレジットの取扱いを一時的に停止することができるものとします。ショッピングクレジットの取扱いを一時停止した場合には、加盟店等は、当社が取扱い再開を認めるまでの間、ショッピングクレジットの取扱いを行うことができないものとします。

5. 加盟店等が第1項若しくは第2項の何れかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の何れかであって、ショッピングクレジットの取扱いを継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店等は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

6. 第5項の規定により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、加盟店等は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第5項の規定の適用により、加盟店等に損害等が生じた場合にも、加盟店等は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

7. 第5項の規定に基づき本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第42条（準拠法）

本規約に関する準拠法は全て日本国法とします。

第43条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 加盟店およびその代表者ならびに加盟申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という。）は、株式会社オーシー（以下「当社」という。）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。

- (1) 加盟店の商号（名称）、所在地、電子メールアドレス、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、URL、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出た情報。
 - (2) 加盟申込日、加盟店審査、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報。
 - (3) 加盟店のショッピングクレジットの取扱状況に関する情報および取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実）。
 - (4) 当社が取得した加盟店のカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報。
 - (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報。
 - (6) 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の書類または公表された情報に記載もしくは記録された情報。
 - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報。
 - (8) 差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。
 - (9) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引法等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）および加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報。
 - (10) 割賦販売法 35 条の 3 の 5 および割賦販売法 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
 - (11) 割賦販売法に基づき同施工規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項。
 - (12) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。
 - (13) 顧客（契約済みのものに限らない。）から当社に申出のあった内容および当該内容について、当社が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報。
 - (14) 加盟店情報機関が興信所から興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。
 - (15) 加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前期(9)乃至(14)に係る情報が登録されている場合は当該情報。
 - (16) 上記の他、顧客の保護に欠ける行為およびカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。
2. 当社は、本契約に基づく加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他取引上の判断業務の全部または一部を、当社の提携先企業に委託する場合に、加盟店情報の保護措置を講じたうえで、第 1 項により取得した加盟店情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することがあります。
3. 加盟店は、当社が下記の目的のために第 1 項(1)乃至(7)の加盟店情報を利用することに同意するものとします。ただし、加盟店が本項 2. 3. に定める営業案内について中止を申し出た場合は、当社は業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。

- (1) 当社のクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - (2) 当社または他の加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物送付および電話等による営業案内。
 - (3) 加盟店のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の会員宛送付および電話等による営業案内。なお、当社のクレジット関連事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含みます。）、融資事業、保証事業、旅行事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。なお、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ（<https://www.occard.jp>）でお知らせしております。
4. 当社は、当社の立替金支払事務等を第三者に委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合も含む。）する場合に、加盟店情報の保護措置を講じたうえで、第 1 項により取得した加盟店情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

第2条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は当社が加盟する加盟店情報機関に関して、次の各号について同意します。

- (1) 加盟店は、当社が加盟する加盟店情報機関に関して、次の各号について同意します。
 - ① 当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のために加盟店情報機関に照会し、加盟店に関する情報が登録されている場合はこれを利用すること。
 - ② 加盟店情報が、加盟店情報機関に登録され、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査のため当社および当該加盟店情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
 - ③ 加盟店情報機関に登録されている加盟店情報が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、加盟店情報の正確性および最新性維持等および消費者保護その他公益のために、加盟店情報機関および当該機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 当社が加盟する加盟店情報機関の名称、所在地、電話番号等、各加盟店情報機関の概要、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲、目的、共同利用の責任者等は、以下のとおりです。なお、当社が加盟店契約期間中に新たに加盟店情報機関に加盟し、加盟店情報を登録・共同利用すること、または加盟する加盟店情報機関を退会することがあり、その場合、当社はその旨を通知または公表します。

【当社が加盟する加盟店情報機関、共同利用の範囲および目的等について】

加盟店情報機関名称 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）

所在地 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6 階

電話番号 03-5643-0011 ホームページ（URL） <https://www.j-credit.or.jp>

共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社が、JDM センターに報告すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。

共同利用する情報の内容

- ① 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ② 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由
- ④ クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由
- ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ⑥ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）
- ⑦ 加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
- ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報
- ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。共同利用の範囲 一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び JDM センター（JDM 会員は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） <https://www.j-credit.or.jp> 保有される期間 登録日（上記③及び⑦）にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日）から 5 年を超えない期間 共同利用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：坂口 利彦

第3条（加盟店情報の公的機関等への提供）

加盟店は、当社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準じる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に加盟店情報を提供することに同意します。また、当社が加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他取引上の判断のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から加盟店情報の提供を求められた場合、当該加盟店情報を提供することに同意します。

第4条（加盟店情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店の代表者は、当社及び加盟店情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は次の通りとします。

- (1) 当社への開示請求：株式会社オーシー 第一営業部 〒870-0027 大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL097-537-0404
- (2) 加盟店情報機関への開示請求：第 2 条記載の加盟店情報機関へご連絡ください。

2. 万一、当社が保有する加盟店情報または当社が加盟店情報機関に登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

加盟店は、加盟申込みにあたり、加盟店申込書に加盟店が記載すべき事項の記載もしくは必要な書類の提出を希望しない場合、または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が加盟申込みの受付を断る場合があることに同意します。

第6条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 加盟店は加盟店契約が不成立となった場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよび加盟店情報機関に一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意します。
2. 加盟店は当社が、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および基準等ならびに当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

第7条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

【個人情報取扱いに関する規定】

第1条（クレジット申込手続に係る個人情報の取扱い）

1. クレジット申込みの取扱い

- (1) 加盟店は、顧客からクレジットまたはクレジットカードの申込みを受けた場合は、当社所定の「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」という。）を顧客に明示し、契約書の文言に従い顧客の同意を受けた上で同意条項を顧客に交付するものとします。
- (2) 加盟店は、当社に対してクレジット取引の与信を依頼する場合は、第1号に基づいて作成された契約書を安全管理措置を講じたうえで当社あてにFAX送信またはその他の手段で送付することにより行うものとします。この場合の安全管理措置は第3条に定める方法の何れかによって行うものとします。
- (3) 前号に基づいて当社が与信の依頼を受けた場合、当社は、当社所定の審査によって与信判断を行うものとし、与信判断結果について速やかに加盟店等に通知するものとします。なお、この場合において、当社は与信判断理由（否決理由を含む。以下同じ。）は一切通知しないものとし、また加盟店等は当社に対して与信判断理由の照会は一切行わないものとします。
- (4) 当社の与信判断基準により、クレジット取引が不成立となった場合は、クレジット申込書またはクレジットカード申込書のうち加盟店等の控書面以外は顧客へ返還するか、顧客の承諾のもと加盟店等の責任により破棄するものとします。
- (5) 加盟店は本条前各号および第2条乃至第10条に定める事項について、加盟店の従業者、取扱店および取扱店の従業者に対して十分な指導および監督を行うものとします。

2. クレジットカード申込の取扱い（加盟店が取次ぎする場合）

- (1) 同意条項を顧客に明示し、クレジットカード申込書の文言に従い顧客の同意を得たうえで、同意条項を顧客に渡すものとします。
- (2) 加盟店は、クレジットカードの与信のために、当社へクレジットカード申込書を送付する際には、第3条に定める方法の何れかの安全措置を講ずるものとします。
- (3) 加盟店は前号および第2条乃至第10条に定める事項について、加盟店の従業者、取扱店および取扱店の従業者に対して十分な指導および監督を行うものとします。

第2条（加盟店等が収集・利用する個人情報の取扱い）

1. 加盟店等が本件業務に伴い収集し利用できる個人情報は加盟店の控書面に表示された情報項目に限られ、また、その利用目的も加盟店の控書面に記載された目的に限られるものとします。
2. 加盟店等が前項以外の情報項目を収集したり、前項以外の利用目的のために個人情報を収集し利用する場合は、加盟店等はクレジット契約書またはクレジットカード申込書とは別に書面にて顧客に対し情報項目および利用目的等を明示したうえで行うものとします。
3. 前二項により加盟店等が収集した個人情報は、あらかじめ明示した利用目的以外に利用しないものとします。

第3条（個人情報の授受に係る安全管理措置）

1. 加盟店等と当社間でクレジット関連帳票を伝達（授受・送信）する場合は、原則として、相手方の受領が確認されるまでを発信元の責任範囲とします。
2. クレジット関連帳票を伝達するにあたっては次の何れかの手段によるものとし、別途当事者間において協議し決定するものとします。
 - (1) 担当者間による受渡しの場合は、クレジット関連帳票の種類、枚数を相互に確認し、授受内容を記載し、相互に記名・押印等した記録を残すこと。
 - (2) FAX送信の場合は、送信先のFAX番号を短縮登録するにあたりテスト送信を行い、テスト送信後に送信先に対して受領確認を実施すること。し、送信後に送信先に対して受領確認電話を実施すること。
 - (3) 郵便・宅配便の場合は、送付伝票の控の保管、送付内容明細控えの保管または送付明細用記録簿の作成により送付内容を特定、または特定記録郵便・簡易書留郵便などを利用すること。
 - (4) 専用線・電子メール・インターネットなどの伝送による場合は、加盟店等と当社間でID・パスワードを相互に設定・確認のうえ、送信データを暗号化することおよびアクセス記録の保管やID・パスワードの定期的な変更を実施すること。

第4条（個人情報の利用・保管、廃棄等に係る安全管理措置）

1. 加盟店および当社は、本件業務に係る個人情報を取扱うにあたっては、個人情報保護法その他関連法令、ならびに個人情報保護委員会および主務官庁が定めるガイドライン（以下、「個人情報保護ガイドライン等」という。）に定める組織的、人的、物理的、技術的な各安全措置を講じるものとします。
2. 加盟店および当社は、クレジット関連帳票の保管および廃棄（消去）については、各々が保管および廃棄方法（保管責任者および担当者の特定、クレジット関連帳票の保管庫の施錠、一般ゴミとの分別による裁断・溶解・焼却等）を定め、自己の管理責任のもと行うものとします。

第5条（業務委託）

加盟店等および当社は、本件業務に係る個人情報の運搬、保管、保存、入力・複写、修正、管理、出力、加工等の業務を第三者に委託する場合は、当該委託先と個人情報保護ガイドライン等に沿った委託契約を締結するなど、自己の責任のもと安全管理措置を講じるものとします。

第6条（個人情報の問合せおよび開示）

1. 加盟店等は、顧客より当社が取扱う個人情報の問合せまたは開示の請求を受けた場合は、当該顧客に対して、当社へ連絡するよう誘導するものとします。
2. 加盟店等は、第2条第2項に基づいて自らの利用目的で収集・利用する個人情報について問合せまたは開示請求を受けた場合は、加盟店等所定の手続きに基づき開示等するものとします。
3. 加盟店等または当社の保有個人データが事実と相違する場合には、法に定める個人情報の訂正、削除または利用停止を行うものとします。

第7条（モニタリング等）

1. 当社が必要と認めるときは、加盟店等に対し、加盟店等による個人情報およびクレジットカード番号等（以下、これらを総称して「個人情報等」という。）の取扱状況等について報告を求め、また、個人情報等の取扱態勢について調査することができるものとし、加盟店等はこれに協力するものとします。
2. 前項の調査の結果、是正すべき事項がある場合には、当社は加盟店等に対して、個人情報等の取扱態勢の是正を求めることが出来るものとします。

第8条（禁止行為）

1. 加盟店等は、顧客本人に代わってクレジット契約書およびクレジットカード申込書に署名・捺印してはいけません。ただし、顧客および連帯保証人が障害者である場合であって、本人を補佐する者が代筆対応等を行うことを当社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 加盟店等は、クレジット関連帳票に記載、記録されている個人情報を複写、転記などにより収集し、利用してはいけません。ただし、第1条第1項第2号および第1条第2項第3号により、加盟店等が当社あてにFAX送信するためにクレジット契約書またはクレジットカード申込書を複写する場合を除くものとします。この場合、加盟店等は、当該複写物を当該目的以外に利用できないものとし、当該目的の終了後は遅滞なく加盟店等の責任により、当該複写物を廃棄するものとします。
3. 加盟店等は、クレジット関連帳票等に記載、記録されている個人情報（磁気媒体、電子媒体含む）を第三者に提供してはいけません。ただし、第5条に基づき、本件業務を委託先に対して委託する場合は除くものとします。

第9条（事故発生時の措置）

加盟店等（委託先を含む）は、本件業務の遂行に際して取扱う個人情報の紛失・流失・漏えい等の事故が発生したときは、現状把握を行い、直ちに当社に通知・連絡をし、発生した事故処理対応と二次被害防止対策を当社と協議決定し安全管理措置を講じるものとします。

(2026.07改訂)